

平成28年1月から、雇用保険の申請にマイナンバーの記載が必要です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1. 雇用保険の失業給付の手続の際に、マイナンバーの記載が必要です

平成28年1月から、『雇用保険被保険者離職票－1』に、マイナンバーを記載することとなりました。マイナンバーを記載する際はハローワークの窓口に来所いただき記入をお願いします。今後は、他の行政機関等との間でマイナンバーを使用して情報連携を行うことで、国民の皆様の利便性の向上や効率的な運営を進めることとしています。

【雇用保険被保険者離職票－1】

様式第6号(1) 雇用保険被保険者 離職票－1
交付番号 () 資格喪失確認通知書(被保険者通知用)
交付年月日 ()

帳票種別 14200

1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日 3. 離職年月日 4. 被保険者種類

離職者氏名 性別 管轄区分

事業所番号

6. 個人番号 (赤い点線で囲われ、注釈あり)

7. 番号複数取得予チェック不要 (チェックボックスあり)

8. 住所所管轄区分

9. 求職申込年月日 10. 認定日(一般) 11. 認定予定日

元号 年 月 日 元号 年 月 日

平成28年1月以後、個人番号の記載欄が設けられます。ハローワークの窓口に来所した際に、個人番号記載欄にマイナンバーを記載してください。

※受給期間の延長申請を行う際には、雇用保険被保険者離職票-1を添付しないでください。
郵送等により個人番号が記載された離職票-1が添付されていた場合は、個人番号が記載された離職票-1はハローワークで破棄し、新たに個人番号欄が空欄の離職票-1を再交付いたしますので、あらかじめご了承ください。

このほかにも、以下の申請書などにはマイナンバーの記載が必要です。

- ① 教育訓練給付金支給申請書
- ② 教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書*
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書*
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書*
- ⑥ 雇用保険日雇労働被保険者資格取得届
- ⑦ 未支給失業等給付請求書

※事業主が提出することについて労使間で協定を締結している場合には、※印の書類は事業主が提出します。

2. マイナンバーを用いる手続では、厳格な本人確認を行います

マイナンバーを用いる手続では、なりすまし防止のため、ハローワークにおいて、①番号確認(正しい番号であることの確認)、②身元(実在)確認(番号の正しい持ち主であることの確認)を行います。手続の際に以下の書類をお持ちください。

《本人確認の方法(概要)》

番号確認	身元(実在)確認
個人番号カード(個人番号カードは、番号確認と身元確認の両方に使えます)	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)	a～cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c aまたはbがない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

3. 申請にあたっての留意事項

- ◆ 代理人が申請を行う場合（1の①～⑤、⑦の手続に限る）
 - 代理人が、1の①～⑤、⑦の手続きを代理で行う場合、委任状※のほか、2の表にある本人の個人番号確認用の書類の写し及び代理人の身元（実在）確認も必要です。
 - ※ 本人に代わり事業主が申請を行うことについて労使間で協定を締結した場合は、1の③～⑤の手続きは事業主が代理で提出することができます。その際は、ハローワークが①代理権、②代理人の身元、③本人の個人番号の確認を行います。
 - ①代理権の確認は、平成28年1月以降に初めて雇用継続給付の代理申請を行う事業主については、(i)又は(ii)により行います。(i)労使協定の写し又は(ii)委任状（申請書に個人番号の提供について本人から事業主に委任する旨自署してあり、本人及び事業主の名前、住所及び押印があれば委任状を別途添付する必要はありません。）また、平成28年1月前にすでに雇用継続給付の代理申請を行ったことのある事業主については、ハローワークにおいて「個人番号についても協定に基づき届け出る」旨の確認書を記載の上、提出していただくこととなります。
 - ②代理人の身元確認は、提出者の社員証又その写し等の提示をお願いします。
 - ③番号確認は、従業員の個人番号又は通知カードの写しを添付してください。
- ◆ 郵送による申請の場合（1の①～⑤、⑦の申請に限る）
 - 紛失などの事故防止のため、追跡履歴の確認が可能な書留郵便などを利用してください。
 - 郵送の場合でも、個人番号を用いる手続では、番号確認と身元（実在）確認が必要です。2の表にある確認用の書類の写しを同封の上、郵送してください。
 - 郵送された書類の写しはハローワークで廃棄しますので、返却できません。
- ◆ 1の申請書に個人番号を記載する場合は、ご自身で記入をお願いします。離職票を提出する際には、ハローワークの窓口に来所いただいた際に、記入をお願いしますので、必ず2の確認書類をお願いします。
- ◆ 個人番号が記載されている書類が提出されたにも関わらず、2の確認書類の添付がない場合は、正しい個人番号等の確認が取れないため、個人番号の漏えいを防止するため、申請を受理した後、記載された個人番号をマスキングして書類を保管する場合があります。

4. よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届け出ることには義務なのですか？

A1 はい。雇用保険の給付を受ける方は、番号法※¹と雇用保険法に基づき、雇用保険手続の際に、マイナンバーを届け出ることが義務づけられています※²。

※¹正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

※²マイナンバーの記載が無い場合であっても、直ちに申請の受理を拒否するものではありませんが、後日マイナンバーの届け出のため、2.の確認資料を持参ください。

Q2 受給資格者証などの返戻書類には個人番号が記載されるのですか？

A2 いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：0120-95-0178（無料）

※一部IP電話などでつながらない場合（有料）

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

◆受付時間：平日 9:30～22:00

土日祝 9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

【ご注意ください】

ハローワークの職員がハローワークの窓口以外で、個人番号の提出をお願いすることはありません。また、電話やファクシミリ、郵送により提出をお願いすることもありますので、ハローワーク職員と名乗る者から電話等があっても、絶対に個人番号を教えないうお願いします。